

別表第3 (第14条関係)

種類	個別事業名	単位数	1単位の単価
訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問介護相当サービス	地域支援事業実施要綱で定める単位数 及び次に掲げるサービスの区分に応じ、 それぞれに定める単位数	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価(令和3年厚生労働省告示第72号。以下「単価告示」という。)に定める伊万里市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
		ア 訪問型サービス費 (1)訪問型サービス費(Ⅰ) 1,176単位(一月につき)	
		(2)訪問型サービス費(Ⅱ) 2,349単位(一月につき)	
		(3)訪問型サービス費(Ⅲ) 3,727単位(一月につき)	
		イ 初回加算 200単位(一月につき)	
		ウ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位(一月につき)	
		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位(一月につき)	
		エ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000	
		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000	
		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000	

		<p>オ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 63/1000</p> <p>(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 42/1000</p> <p>注1 アについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に 90/100 を乗じる。</p> <p>注2 アについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に 15/100 を乗じた単位を加算する。</p> <p>注3 アについて、小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に 10/100 を乗じた単位を加算する。</p> <p>注4 アについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に 5/100 を乗じた単位を加算する。</p> <p>注5 介護職員処遇改善加算について、所定単位数はアからウまでにより算定した単位数の合計。</p> <p>注6 介護職員等特定処遇改善加算について、所定単位数はアからウまでにより算定した単位数の合計。</p>	
--	--	--	--

訪問型サービスA (緩和型サービス)	<p>次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれに定める単位数</p> <p>ア 訪問型サービス費</p> <p>(1)訪問型サービス費 (Ⅰ) 941 単位 (一月につき)</p> <p>(2)訪問型サービス費 (Ⅱ) 1,879 単位 (一月につき)</p> <p>(3)訪問型サービス費 (Ⅲ) 2,982 単位 (一月につき)</p> <p>イ 初回加算 160 単位 (一月につき)</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の 137/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数の 100/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の 55/1000</p> <p>エ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1)介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の 63/1000</p> <p>(2)介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数の 42/1000</p> <p>注1 アについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に 90/100 を乗じる。</p>	10 円に単価告示に定める伊万市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
-----------------------	---	---

		<p>注2 ウについて、所定単位数はア及びイによる算定した単位数の合計。</p> <p>注3 エについて、所定単位数はア及びイによる算定した単位数の合計。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が併設の指定訪問介護事業所において、特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していることを要件とする。</p>	
	訪問型サービスB（地域支え合い事業訪問型サービス）	別に市長が定める	
	訪問型サービスD（地域支え合い事業移動型サービス）	別に市長が定める	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通所型サービス（第1号通所事業）</p>	<p>通所介護相当サービス</p>	<p>地域支援事業実施要綱で定める単位数及び次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれに定める単位数</p> <p>ア 通所型サービス費</p> <p>(1)事業対象者、要支援1・2（週1回程度）</p> <p style="text-align: center;">1,672 単位（一月につき）</p> <p>(2)事業対象者、要支援2（週2回程度）</p> <p style="text-align: center;">3,428 単位（一月につき）</p> <p>イ 生活機能向上グループ活動加算</p> <p style="text-align: center;">100 単位（一月につき）</p> <p>ウ 運動器機能向上加算</p> <p style="text-align: center;">225 単位（一月につき）</p> <p>エ 若年性認知症利用者受入加算</p> <p style="text-align: center;">240 単位（一月につき）</p> <p>オ 栄養アセスメント加算</p> <p style="text-align: center;">50 単位（一月につき）</p> <p>カ 栄養改善加算</p> <p style="text-align: center;">200 単位（一月につき）</p> <p>キ 口腔機能向上加算</p> <p>(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）</p> <p style="text-align: center;">150 単位（一月につき）</p> <p>(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）</p> <p style="text-align: center;">160 単位（一月につき）</p> <p>ク 選択的サービス複数実施加算</p> <p>(1)選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）</p> <p style="text-align: center;">480 単位（一月につき）</p>	<p>10円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。</p>
---	-------------------	--	--

		<p>(2)選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ) 700 単位 (一月につき)</p> <p>ケ 事業所評価加算 120 単位 (一月につき)</p> <p>コ サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ①アの(1) 88 単位 (一月につき) ②アの(2) 176 単位 (一月につき) (2)サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ①アの(1) 72 単位 (一月につき) ②アの(2) 144 単位 (一月につき) (3)サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) ①アの(1) 24 単位 (一月につき) ②アの(2) 48 単位 (一月につき)</p> <p>サ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100 単位 (一月につき) (2)生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200 単位 (一月につき)</p> <p>シ 口腔・栄養スクリーニング加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20 単位 (一回につき) (2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 単位 (一回につき)</p> <p>ス 科学的介護推進体制加算 40 単位 (一月につき)</p> <p>セ 介護職員処遇改善加算</p>	
--	--	--	--

		<p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 59/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 43/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 23/1000</p> <p>ソ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 12/1000</p> <p>(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 10/1000</p> <p>注1 アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に 70/100 を乗じる。</p> <p>注2 アについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定の単位数に 70/100 を乗じる。</p> <p>注3 アについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に 5/100 を乗じた単位を加算する。</p> <p>注4 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、(1)のときは 376 単位、(2)のときは 752 単位減算する。</p> <p>注5 サについて、運動器機能向上加算を算定している場合は(1)は算定せず、(2)</p>	
--	--	--	--

		<p>は一月につき 100 単位を所定単位に加算する。</p> <p>注6 介護職員処遇改善加算について、所定単位数はアからスまでにより算定した単位数の合計。</p> <p>注7 介護職員等特定処遇改善加算について、所定単位数はアからスまでにより算定した単位数の合計。</p>	
<p>通所型サービスA (緩和型サービス)</p>	<p>次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれに定める単位数</p> <p>ア 通所型サービス費</p> <p>(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)</p> <p>1,338 単位 (一月につき)</p> <p>(2)事業対象者、要支援2(週2回程度)</p> <p>2,742 単位 (一月につき)</p> <p>イ 体力測定観察加算</p> <p>180 単位 (一月につき)</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>所定単位数の 59/1000</p> <p>(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>所定単位数の 43/1000</p> <p>(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>所定単位数の 23/1000</p> <p>エ 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>10 円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。</p>	

		<p>(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 12/1000</p> <p>(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 10/1000</p> <p>注1 アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に 70/100 を乗じる。</p> <p>注2 アについて、従業者数が基準に満たない場合は、所定単位数に 70/100 を乗じる。</p> <p>注3 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、(1)のときは 376 単位、(2)のときは 752 単位減算する。</p> <p>注4 ウについて、所定単位数はア及びイによる算定した単位数の合計。</p> <p>注5 エについて、所定単位数はア及びイによる算定した単位数の合計。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が併設の指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は通所型サービス(第 1 号通所事業) 通所介護相当サービス事業所においてサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。</p>	
--	--	---	--

<p>介護予防ケアマネジメント （第1号介護予防支援事業）</p>	<p>介護予防ケアマネジメント事業</p>	<p>地域支援事業実施要綱で定める単位数</p>	<p>10円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。</p>
---------------------------------------	-----------------------	--------------------------	--